平成２２年（フ）第８０号
岩手県奥州市前沢区字新町55番地１
債務者　佐藤　昭子
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１３９０号
仙台市若林区大和町１丁目８番１―401号
債務者　佐藤加代子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９５号
仙台市青葉区昭和町３番15―1007号
債務者　氏家さだ子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４５号
仙台市太白区袋原３丁目11番67号
債務者　齋藤　光子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５７号
仙台市若林区６丁目字柳堀27番地　ホリエマンション206
債務者　河越　由弘
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７９号
仙台市青葉区宮町５丁目６番20―205号
債務者　千葉真紀子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８６号
仙台市泉区南光台４丁目32番７号　みかどハイツ202
債務者　菅　　雅人
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９８号
仙台市太白区砂押町10番13号
債務者　渡邉希美子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０８号
仙台市青葉区赤坂３丁目１番地の５
債務者　赤崎　佳代
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３０号
仙台市若林区沖野４丁目４番１―308号
債務者　佐々木美香
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
宮城県東松島市大塚字大塚34番地
債務者　白畑仁子こと　金　　仁子
１　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
秋田県由利本荘市岩城二古字川尻28番地
債務者　今野　みき
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１０８号
山形県鶴岡市城南町23番26号
債務者　鈴木　暢子
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１１号
山形県東田川郡三川町大字猪子字旭谷地110番地２
債務者　小野寺　豊
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１２号
山形県鶴岡市上畑町９番35号　上畑荘５号室
債務者　小沼　範男
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１３号
山形県鶴岡市上畑町５番63号
債務者　齋藤　　賢
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１１５号
山形県鶴岡市三瀬甲23番地
債務者　加藤美登里
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２９４号
福島市瀬上町字谷地１番地
債務者　渡邉　和志
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福島地方裁判所